

巡視艇あおかぜ臨時修理（主機関健全性担保整備）

仕 様 書

第 八 管 区 海 上 保 安 本 部

第一章 一般

- 1 この修理に使用する材料は、この仕様書で指示する場合を除き、現在使用している材料と同等の品質又はそれ以上のものを使用するものとする。また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、特定調達品目として定められているものにあつては、同基本方針の「判断の基準」及び「配慮事項」に適合する材料を使用する。なお、船舶安全法等の規定により、本基準に従うことが困難な場合にあつては、監督職員の指示により処理するものとする。
- 2 この修理の施工に当たり、撤去品等が発生した場合は、監督職員の指示により処理するものとする。
- 3 受注者は、監督職員が必要と認めてその旨を指示したときは、工程表を提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 この修理期間中、本船の保安及び災害防止並びに安全管理については、直接本船乗組員の責めに帰すべき場合を除き、受注者がその責めに任ずるものとする。
- 5 仕様書で「官給」と特段記載のない部材については受注者手配とする。
- 6 本文中、特記のない単位はmmとする。
- 7 監督
仕様書に特記の無い場合又は疑義を生じた場合は、監督職員と協議し、監督職員の指示による施工を行うこと。
- 8 検査
施工完了後、完了届を提出し、検査職員の検査合格をもって履行完了とする。
- 9 支払方法
履行完了後、一括払いとする。
- 10 履行引渡し場所
小浜港内に係留中の巡視艇あおかせ
- 11 引き渡し期限
令和9年2月19日
ただし、修理開始日は、 契約日から とする。

第二章 機関部

1 両舷主機関

<要目>

製造所	MTU
型式	12V183TE92
出力×回転数	669kW×2, 230min-1
数量	2台

福井県小浜市に所在する小浜港内に係留中の巡視艇あおかぜの両舷主機関（左舷主機1基、右舷主機1基）について、次の整備を行う。

なお、本整備は主機関整備業者（「海上保安庁の高速機関整備に関する技術審査」に合格したものに限る。）により行う。

（1）健全性担保整備（1回につき2基分）

ア 下記の部品を取替える。

【交換部品】

・カバーガasket	442 016 0621	24個
・燃料パッキン	346 017 0160	24個
・シーリングリング	007603 006106	48個
・シーリング	023 997 8948	24個
・シーリングリング	007603 008109	12個
・Oリング	700429 009001	8個
・ノック穴用ゴム	403 016 0061	24個

イ 燃料室内の内視鏡点検を行う。

なお、燃料噴射弁、燃料高圧管の取外し及び復旧は付帯とする。

ウ 給排気バルブクリアランスの調整を行う。

エ シリンダ内の圧縮圧力調整を行う。

オ 過給機、給気翼、排気翼の目視点検を行う。

なお、給気フィルター、排気エルボ管の取外し及び復旧は付帯とする。

カ 両舷主機関の非常停止、潤滑油低下停止の効力試験を行い、乗員が行う海上試運転に立ち会う。

キ 健全性報告書を2部（本部1部、本船1部）提出する。

（2）潤滑油性状分析

ア 潤滑油の水分、酸価、動粘度、きょう雑物等及び金属の性状分析を行う。

なお、サンプル（2L）を乗員にて採取し、受注者指定場所に着払いにて発送するものとする。

イ 分析結果を2部（本部1部、本船1部）提出する。

（3）実施回数

ア	健全性担保整備	2回
イ	潤滑油性状分析	3回